



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

*1 和歌山県税条例の一部を改正する条例

（税務課）..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路交通法の一部改正に伴い、身体障害者等に対する自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けようとする者がしなければならない運転免許証の提示を免許情報記録個人番号カードの提示にすることができることとしました。（第 7 3 条の 2 及び第 7 3 条の 1 3 関係）

2 施行期日

令和 7 年 3 月 2 4 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 7 年 3 月 2 1 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第 1 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和 25 年和歌山県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（身体障害者等に対する環境性能割の減免） 第 73 条の 2 略 2 前項第 1 号に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（<u>道路交通法（昭和 35 年法律第 10 5 号）第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第 73 条の 13 第 2 項において同じ。</u>）を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（<u>同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。第 73 条の 13 第 2 項において同じ。</u>）を確認するために必要な措置を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>運転免許証を提示する場合にあっては、運</u>	（身体障害者等に対する環境性能割の減免） 第 73 条の 2 略 2 前項第 1 号に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び<u>運転免許証</u>を提示しなければなら ない。 (1)～(3) 略 (4) <u>運転免許証</u>の番号、交付年月日及び有効期

転免許証の番号、交付年月日及び有効期間の
末日

(5) 免許情報記録個人番号カードを提示する場
合にあっては、免許情報記録（道路交通法第
95条の2第2項第1号に規定する免許情報記
録をいう。）の番号及び有効期間の末日

(6) 運転免許の種類

(7) 運転免許に条件が付されている場合には、
その条件

(8)・(9) 略

3 略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第73条の13 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受
けようとする者は、規則で定める期限までに、
第73条の2第2項各号に掲げる事項を記載した
申請書に減免を必要とする理由を証明する書類
を添付してこれを知事に提出するとともに、規
則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記
録個人番号カードを提示しなければならない。
この場合において、免許情報記録個人番号カー
ドを提示したときは、当該免許情報記録個人番
号カードに記録された特定免許情報を確認する
ために必要な措置を受けなければならない。

3 略

限並びに運転免許の種類及び条件が付されて
いる場合には、その条件

(5)・(6) 略

3 略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第73条の13 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受
けようとする者は、規則で定める期限までに、
第73条の2第2項各号に掲げる事項を記載した
申請書に減免を必要とする理由を証明する書類
を添付してこれを知事に提出するとともに、規
則で定める書類及び運転免許証を提示しなけれ
ばならない。

3 略

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。